

「高額かつ長期」に該当する方について（1/2）

対象の方：階層区分が「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」、「上位」のいずれかで、以下の要件を満たす方。

支給認定の申請を行った日が属する月以前の12月以内に、指定難病に係る特定医療及び小児慢性特定疾病に係る小児慢性特定疾病医療支援の医療費総額（保険適用前の10割分で計算）が、5万円を超える月数が既に6月以上あること。

認定された場合、月額自己負担限度額が申請日の次の月から、階層区分はそのまま、高額かつ長期適用後の金額になります。ただし、申請日が月の初日（1日）の場合はその日から適用となります。なお、新規申請の場合は有効期間開始日からになります。

○医療費の総額とは

→保険適用される前の10割分であり、窓口で支払った自己負担額ではありませんので、ご注意ください。

○申請をする日以前の12月とは

→申請日から遡って12月を指します。（例：令和8年4月15日に申請する場合は、令和7年5月1日から令和8年4月15日まで）

階層区分	原則(月額)	高額かつ長期(月額)
一般所得Ⅰ	10,000円	5,000円
一般所得Ⅱ	20,000円	10,000円
上位	30,000円	20,000円



「高額かつ長期」に該当する方について (2/2)

申請例



◎市町村民税非課税世帯の方へ

市町村民税が非課税世帯の方は、「高額かつ長期」の申請は不要ですが、収入に変化があり、課税世帯に変更される方などは、手続きができます。

◎小児慢性特定疾病医療費助成制度から移行される方へ

小児慢性特定疾病患者として認定されていた期間にかかった小児慢性特定疾病医療費についても算定対象になりました。詳細は申請窓口にお問合せください。